

I 令和5年度 南方小学校いじめ防止基本方針

鹿児島市立南方小学校

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

従って、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止の対策を行う。

【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止(いじめの禁止 第4条)

児童はいじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の教育活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止のために早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめ防止

- (ア) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (イ) 保護者及び地域住民やその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (ウ) 児童自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止めることができるよう、児童会活動（児童総会、委員会活動等）や学級活動の充実を図る。
- (エ) 正しい言葉遣いを一事徹底事項として全校体制による指導を徹底する。
- (オ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、学期1回ずつ「いじめ問題を考える週間」、年に1回「こころの教育の日」を設定し、以下の教育をすすめる。

いじめ問題を考える週間 ・ 道徳、学級の時間等で友達づくりや心の教育、コミュニケーションづくりについて学習する。

こころの教育の日 ・ 全学年、道徳の授業を実践し、授業参観をすすめる。
・ 心を育てるカードを活用した、教育をすすめる。

イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査（全校一斉）を年3回（5月、11月、2月）実施するとともに、学級の実態に応じて随時調査を行う。また、意見箱の設置等、その他に必要な措置を講ずる。
- (イ) いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- (ウ) 児童及び保護者がいじめにかかわる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。保護者との定期的な教育相談を学期2回設定するとともに事案に応じ、随時保護者との教育相談を実施する。
- | | |
|-------------|-------------|
| 保護者との教育相談週間 | 【ニコニコ相談週間】 |
| | 1学期・・・4月、7月 |
| | 2学期・・・11月 |

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- (ア) いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質向上を図る。
- (イ) スクールカウンセラーやマイフレンド相談員、市教育委員会指導主事等を必要に応じて活用した研修会を実施する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (ア) 児童及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う校内の組織を設置する。

【いじめ防止対策委員会】

- ・管理職(校長, 教頭)
- ・全職員

- (必要に応じて)
- ・PTA役員
 - ・民生委員
 - ・心理や福祉の専門家
 - ・他(関係者)

- 【特別支援教育委員会体制】 毎月1回
- ・道徳性の育成に関する具体策の推進
 - ・健全育成に関して、家庭・地域・学校の一体となった推進

- 【心の教育推進委員会体制】 毎月1回
- ・アンケート調査及び結果の集約と教育活動への活用を図
 - ・教育相談の実施

- 【校内研修体制】
- ・生徒指導に関する研修を計画, 実施

(7) 特別支援教育委員会

- ① 構成員・・・ 全職員
- ② 活動
 - ・ 校区内の青少年の道徳性の育成に関する具体策の推進
 - ・ 青少年の健全育成に関して、家庭・地域・学校が一体となった具体策の推進
 - ・ 校区の安全対策の推進
- ③ 開催
 - ・ 毎月1回を定例会とし、支援を必要としている子供たちについての情報交換、課題と対策について話し合う。

(イ) 心の教育推進委員会

- ① 構成員・・・ 全職員
- ② 活動
 - ・ アンケートの調査及び結果に関すること
 - ・ 教育相談に関すること
 - ・ いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関し児童の理解を深めること
 - ・ いじめ事案に対する対応に関すること
- ③ 開催
 - ・ 毎月1回を定例会とし、子どもたちについての情報交換、課題と対策について話し合う。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめにかかわる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、スクールカウンセラーによる心のケアを行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案にかかわる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

※ いじめの解決のために、必要に応じて、以下のような関係機関等との連携を図る。

・ 市教育委員会青少年課	2 2 7 - 1 9 7 1
・ 県中央児童相談所	2 6 4 - 3 0 0 3
・ 市立青少年補導センター	2 2 7 - 1 9 0 1
・ 県総合教育センター教育相談課	2 9 4 - 2 7 8 8
・ 市生涯学習課	8 1 3 - 0 8 5 1
・ 県精神保健福祉センター	2 1 8 - 4 7 5 5
・ 市子ども福祉課	2 8 6 - 2 7 6 8
・ 県警少年サポートセンター	2 3 2 - 7 8 6 9
・ 鹿児島西警察署	2 8 5 - 0 1 1 0
・ 郡山公民館	2 9 8 - 2 2 2 0
・ 民生委員、児童委員 など	

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの未然防止及び再発防止の取組に関すること。

- 児童一人一人の生活実態の把握に努め、児童の発するサインを見逃さず、いじめの早期発見に努めているか。
- 学級内の規範意識の確立に努め、いじめを許さない学級づくりに努めているか。

Ⅱ いじめの未然防止・早期発見・いじめに対する措置・重大事態への対処・いじめの解消・その他のポイント

1 いじめの未然防止のポイント

- (1) 全職員が、いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

いじめはどの子にも起こりうる。どの子も加害者にも被害者にもなる。

- ・ いじめについての共通理解
- ・ いじめに向かわせない態度・能力の育成

- (2) 規律正しい態度で主体的に参加する授業づくり、集団づくり、学校づくり

- ・ 分かる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業
- ・ 生徒指導の考えに立った授業づくり
- ・ ストレスを生まない学級づくり（他者尊重、他者への感謝の気持ち）
- ・ チャイムで着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導等

- (3) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動によるいじめの助長

誤った認識 →

× いじめられる側にも問題がある

- (4) 好ましい友人関係づくりを図る・・・社会体験や交流体験の機会
他人の役に立っている、他人から認められている〔自己有用感の獲得〕

- (5) 年間指導計画に基づく、確実な指導（いじめは人間として絶対に許されない）
 時期を捉えた指導 → 「いじめはいけない」、「何がいじめなのか」
- (6) 児童自身がいじめを自分たちの問題として受け止めること、自分たちにできることを主体的に考えること → 児童会活動等での取組
- (7) 日常的な行動観察、定期的なアンケート、欠席日数等での把握
- (8) いじめが起きにくい集団を育成するために、保護者や地域、関係機関等と連携した取組
- ・ 保護者同士のコミュニケーションがより図られるよう適切なPTA活動
 - ・ 地域の活動に参加し、体験活動等を通し、よりよい関係の構築
- (9) PDCAサイクルによる検証、改善

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題

- ★ 規律 きちんと授業に参加し、
- ★ 学力 基礎的な学力を身に付け
- ★ 自己有用感 認められているという実感を持った子ども

- ※ いじめ防止等の措置として指導の在り方に細心の注意を払うとともに、次の8項目について十分指導するとともにに家庭・地域と協力し合い取組を推進する。
- 道徳教育や特別活動等をとおして、児童同士の好ましい人間関係を築く。
 - いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
 - いじめは絶対に許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
 - いじめを見て見ぬふりはしないよう指導する。
 - 一人で悩まずに、家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。
 - いじめについて考えさせる場を計画的に設ける。
 - 行事等をとおして、学級・学年部間・学校の集団の連帯感を深める。
 - いじめ解決に向けた、児童の主体的な活動を支援する。

2 早期発見のポイント

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、軽微なものから徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

- (1) 全職員が、児童のささいな変化に気付き、情報を共有し、速やかに対応する。

子どものささいな変化や危険信号を見逃さない

- (2) 気になる変化や遊び、ふざけなどが生じていないかの情報を収集する。
- ・ 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。
- (3) 児童のささいな変化に気づくようネットワークを広げる。
- ・ 朝の健康観察で顔を見て声を聞く、日記の内容、昼休みの遊び観察、保健室
 - ・ 休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配る（普段と違う態度等）
 - ・ 保護者との連携、地域の方からの通学時や校区内での遊びでの情報収集
- (4) 目に見えにくいタイプのいじめを早期発見する。
- ・ アンケート調査、定期的な個人面談、相談箱の設置、相談電話の活用

- ※ 早期発見のために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童の示す

変化や危険信号を見逃さないよう次の6項目において組織的・計画的に実践するとともに、気になることについて日頃から教職員同士や保護者と連絡を取り合う関係を築いていくよう努める。

- アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有
- 県作成の「いじめ対策必携」の活用
- 定期的な教育相談による児童の状況把握と情報の共有
- スクールカウンセラーや臨床心理相談等の保護者への周知及びその活用
- 管理職をはじめ、全教職員による校内巡視等の実施
- 学校便りやPTAの会合を通じた学校の取組の発信及び情報の収集・共有

3 いじめに対する措置

- (1) いじめが発生した場合は、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

組織的な対応、被害児童を守る、毅然とした態度で加害児童を指導する。

- (2) 遊びや悪ふざけ等いじめを発見したとき
- ・ その場で、その行為を止める。
- (3) 児童や保護者から相談があったとき
- ・ 真摯に相談に傾聴する。その児童の安全を確保する。
 - ・ 相談を受けた職員は一人で抱え込まず、直ちに情報を共有する。
- (4) いじめられた児童、その保護者への支援
- ア いじめられている児童に責任があるという考えはあってはならない。
「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
「徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝える」
- ウ いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる
「友人や教職員、家族、地域の人等」が支えることを伝える。
- (5) いじめた児童への指導、その保護者への助言
事実関係の聴取
- ・ 複数の教職員が連携し、(必要に応じ関係機関の協力)組織的に指導する。
 - ・ 保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得て、連携して指導する。
- (6) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせること。
 - ・ はやし立てていた者も、いじめに加担する行為であること。
 - ・ 学級全体で話し合わせ、絶対許されない行為であることを浸透させる。
- (7) ネット上のいじめへの対応
- ・ 不適切な書き込み等については、直ちに削除の措置をとる。
 - ・ 設置者と連携し、学校ネットパトロールを実施する。

※ いじめへの早期対応

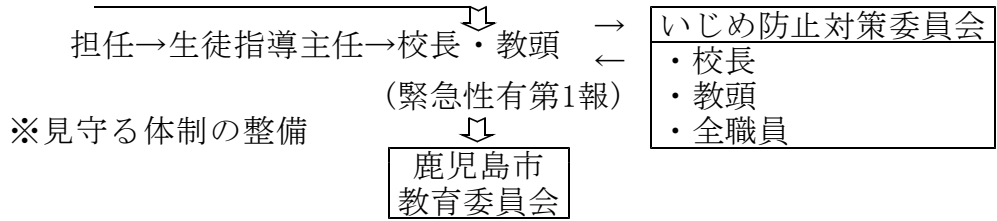
いじめがあることを認識した場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任を中心とした二人以上で事情を聞き取り、確認した上で記録する。その日のうちに、いじめ防止対策委員会を臨時で行う。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図る。



[いじめ問題等への基本的な対応]

- ⇒ 状況を観察、慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。
- ・情報収集の内容
(加害者と被害者、時間、場所、内容、背景と要因、機関)
 - ・情報収集の手段
(アンケート、日記、日常生活の観察、保護者との連携等)
 - ・情報入手の留意点
(職員間の協力、問題への強い意志、解決を焦らない)

いじめ対応チームの編成



対応方針の決定・役割分担

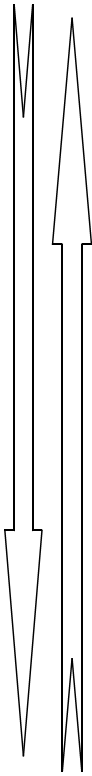
- ・緊急度の確認
 - ・詳細な調査の必要性
 - ・具体的な指導・援助の方針検討(役割分担、支援チームの構成)
 - ・聴取、指導の際の留意点
 - 方法：複数対応
 - 時間：授業を受けさせないことが無いよう時間割調整
 - 場所：周りを配慮し本人の意向優先
 - 内容：組織で検討
 - 整理方法や記録方法：統一した記録用紙、複数で確認
 - 連絡方法：組織で検討し役割分担
 - 保護者同士の話合の場の設定方法や参加人数：組織で検討
 - ・保護者への対応
 - ・関係機関との連携の方向性
- ⇓ (対応方針について)
- 教育委員会への相談

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

- | | |
|--|------------------------|
| 児童：個別に聴取(被害者→周囲→加害者)
事実に基づく指導
複数対応
保護者に直接説明 | 保護者：具体的対策説明
今後の連携方法 |
|--|------------------------|

【具体的な対応の仕方】

- ※いじめられた児童への基本的な関わり方
- ・安全の確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
 - ・話を聴くことを重視し、思いを受け止め、共感的理解に努める。
 - ・具体的支援は、本人の意向を確認し進める。
- 保護者への対応
- ・発見したその日に訪問し事実関係を伝える。(隠さない。児童を守る)
 - ・指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
 - ・保護者の気持ちを共感的に受け止める。
 - ・児童の些細な変化に注意し、相談することを伝える。
 - ・緊急避難としての欠席や転校措置等、弾力的な対応も思慮する。



※いじめた児童への基本的な関わり方

- ・いじめた行為に対して、毅然とした態度で臨む。
- ・いじめられた児童の心の痛み気付かせ、いじめた気持ちに受容的、共感的な態度で聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないよう教育的配慮のもとに粘り強い指導を行う。

※保護者への対応

- ・事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感してもらおう。
- ・毅然とした姿勢を示して事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・担任が仲介役となり保護者同士が理解し合う。
- ・児童のよりよい成長を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

※傍観者への対応

- ・いじめは、絶対に許されないことであることを指導する。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ・正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応

⇒ 状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を検討する。

※いじめ対応チームによる対応

- ・学校生活での意図的な観察及び助言
(該当児童, 周りの児童: 担任, 養護教諭等)
- ・学級担任担任へのサポート
(情報交換, 学級づくりへの支援: 生徒指導主任, 管理職)
- ・保護者との連携支援(担任, 管理職)
- ・関係機関との連携支援(管理職, スクールカウンセラー)
- ・その後の状況について教育委員会へ報告(管理職)

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

— 〈「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)〉 —

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合(法第25条第1号に係る事態)

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神症の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 重大事態への緊急対応

○ 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

○ 全体体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A ・ 警察などとの連携など

○ 関係機関との連携

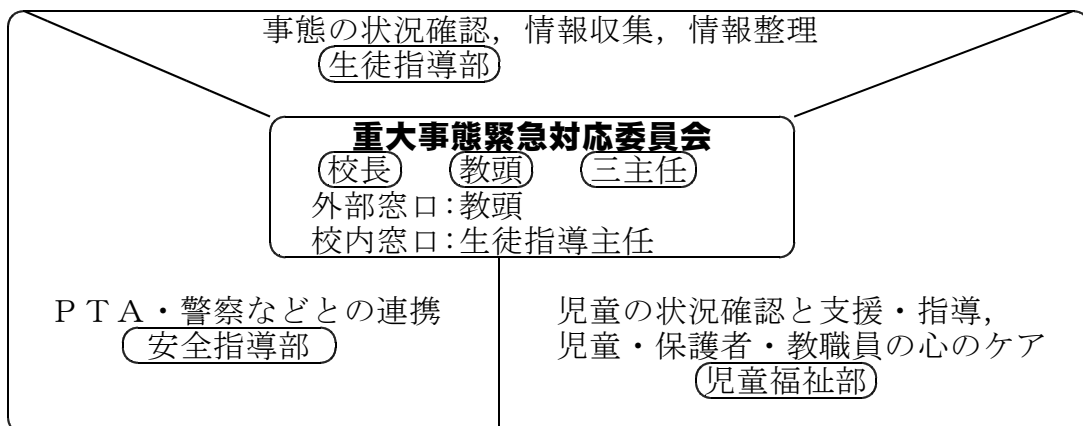
- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(2) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



イ 事実関係を明確にするための調査の実施

関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・いつ(いつ頃から) ・どこで ・誰が ・何をどのように(態様)
・なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

- 聞き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、情報拡散・風評被害等にも配慮する。
- 聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他留意事項

ア 心のケア

調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることを考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

当該児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ると共に、調査経過についても適時・適切な方法で報告する。

ウ 調査対象の児童及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、当該児童とその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報提供するために窓口を教頭にし、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

5 いじめの解消

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること。

(2) いじめを受けた児童が苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消した」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・ 全教職員が一致団結した体制を確立する。(一部の教職員が抱え込まない)
- ・ 指導記録を保存し、進学や進級、転学に当たって、確実に引き継ぐ
- ・ 必要に応じて、心理・福祉関係者、弁護士、医師、警察等外部専門家の協力を得る。

(2) 校内研修の充実

- ・ いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する研修を行う。
- ・ 年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

(3) 校務の効率化

- ・ 教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織的体制を整える。
- ・ 事務の簡素化や校務の効率化を進め、児童と向き合う時間を確保する。

(4) 学校評価と教員評価

- ・ 問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促される具体的な評価を行う。

(5) 地域や家庭との連携

- ・ 地域や家庭の協力を得る。(学校・家庭・地域が協議する機会の設定)
- ・ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働した体制の構築を図る。

(6) 学校いじめ防止基本方針の公表

学校いじめ防止基本方針をホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図る。

(7) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していく。